悪魔と天使の法学入門

筑波大学准教授　星野　豊

第14話

刑事裁判と「真実の発見」

【悪魔】　日本の最高裁で無罪が確定した事件について、被告人だった日本人が米国当局に逮捕されたそうですね。同じ事件で何度も逮捕されることは、よくある話なのですか？

【天使】　めったにある話ではないが、理論的にあり得ないわけではない。今回の事件は、米国内で日本人が殺害され、日本人が犯人と疑われているから、法的には、日本と米国との双方が刑事裁判権を有していることになる。

日本の憲法上は、いったん判決が確定した事件については、「一事不再理」と言って、もう一度起訴されることはないと規定されているが、これは日本のみが刑事裁判権を有している事件を前提にしているものだから、今回の米国当局による逮捕に対して、日本の憲法が適用される可能性は低い。問題は、米国法上、日本で下された無罪判決が一事不再理に該当するかどうかだが、これは米国法上の解釈の問題として、米国の裁判所が判断することになるだろう。

【悪魔】　でも、普通であれば、事件自体は一つなのですから、一方の国で裁判が行われて無罪という結論が出た場合には、もう一方の国でもおそらく同じ判決が出ることが予測されて、もう一度裁判をするまでには到らないんじゃないですかね。要するに、今回の件では、日本の裁判所が下した無罪判決に対して米国当局が全然納得していない、ということなんでしょうけれど、それにしても、逮捕される理由となった殺人事件は、ずいぶん前の話でしょう？　事件から長い時間が経ってしまうと裁判ができなくなると聞いていますが？

【天使】　それは「公訴時効」と呼ばれる制度で、事件から一定期間経過するまでに加害者が特定できなかった場合には、その後に起訴することができなくなる、というものだ。ただし、これも各国でどのような罪に対してどのような制度を適用するかが異なっており、今回で言えば、米国では計画的な殺人は公訴時効にかからないとされているようだから、今回の逮捕が公訴時効に抵触することはないだろう。むしろ、事件発生から長時間が経過したために、物的証拠や関係者の記憶が曖昧になってしまっていることの方が、実質的に問題となる可能性が高い。

【悪魔】　これだけ有名な事件になってしまうと、報道機関の流す大量の情報があふれ返ってしまっているために、逆に真実が見えにくくなってしまっているような気もしますね。普通の事件では、すべての点について矛盾のない話をすることが、当事者でなければ知らないはずの情報が含まれているものだとして、その話が真実であるという確信を持たせることになるわけですよね。

ところが、大量の情報が報道を含めて公になってしまったあとでは、矛盾のない話を作り上げることも全くできないわけではないでしょうから、一貫している話がすなわち真実と言えるかは何とも言えなくなってきてしまいますね。その意味では、事件からずいぶん長い時間がたっている裁判で、本当に真実が明らかになるかどうか、疑問に思わないではないのですが。

【天使】　実際、公訴時効制度はそのために存在している部分もあるのだが、重大な犯罪に対する社会からの制裁の要請が風化しないことにも、同時に目を留める必要がある。事件から時間がたって事実関係の認定が困難となることについては、曖昧な部分を被告人の利益となるように解釈するとの原則を適用することで、不当な刑罰を避けることができるはずだから、制度自体に合理性がないとは言えないだろう。

【悪魔】　表面的なバランスはその通りかもしれませんが、制度を善解し過ぎていると思いますよ。真実が曖昧になってしまったときに、有罪無罪の分かれ目になるのは、裁判官や陪審員を納得させられるような話を構成できるかどうかです。建前の上では、合理的な議論が説得力を持つことになるんでしょうが、実際には、イメージ戦略がどうしても付いて回ることになりますから、ますます真実が曖昧になることは避けられないでしょう。

だいたい、刑事裁判で本当に真実が明らかになるのなら、今回みたいに海を越えてもう一度裁判が行われることになるはずがないじゃありませんか。いっそのこと、裁判には結果としての「有罪」と「無罪」があるだけで、真実は絶対に明らかにならない、と言ってしまう方が、正直なような気がしますがねぇ。